青森市内の「天和書上絵図」について

―明治期に書写された近世資史料の一断面

らじめこ

成されることになった。

成されることになった。

で記する)を作成することになった。もちろん、「書上絵図」にはその作成のをもとにして、各村では「天和書上絵図」(以下、「書上絵図」と略記すをもとにして、各村では「天和書上絵図」(以下、「書上絵図」と略記すをもとにして、各村では「天和書上絵図」(以下、「書上絵図」と略記すをもとにして、各村では「天和書上絵図」(以下、「書上絵図」と略記すをもとにして、各村では「天和四年(一六八四・貞享元)正月二四日、弘前藩は領内の各村へ村下のされることになった。

の、翌年十一月に今度は県庁が火災に遭い、これら「書上絵図」の本図をに、藩庁の勘定所地方席に正本の本図が保管され、もう一点は、庄屋である。しかし、残念なことに、青森県立図書館の書庫は、昭和二〇四書館へ移管された。このほかに、一部村役場で保管したものもあるよ図書館へ移管された。このほかに、一部村役場で保管したものもあるよ図書館へ移管された。このほかに、一部村役場で保管したものもあるよのである。しかし、残念なことに、青森県立図書館の書庫は、昭和二〇年(一九四五)七月の青森空襲の際に焼失し、再度県庁に移転したものもが、である。しかし、残念なことに、青森県立図書館の書庫は、昭和二〇年(一九四五)七月の青森空襲の際に焼失し、再度県庁に移転したものまである。

は灰燼に帰してしまったという。このときの火災について、昭和二一年**工藤大輔**

国宝級書籍焼くにつぎのように伝える。

十一月二六日付の地元新聞『東奥日報』紙は、

当時の館長の談話ととも

県図書館の損害八十万円

は、 ・藤田文庫・源氏物語・湖月抄等六千冊で、郷土資料一万冊はつ 本藤田文庫・源氏物語・湖月抄等六千冊で、郷土資料一万冊はつ 「連・藤田文庫・源氏物語・湖月抄等六千冊で、郷土資料一万冊はつ 本図書館にこつの書庫を有してるたが、一つを戦災で免□□大英 「本社会」 「本社会 「本社会」 「本社会 「本社会」 「本社会 「本社会」 「本社会 「本会

この新聞記事によれば、青森県立図書館には二つの書庫があり、一つ

附を熱望する次第です。

仕方がありませんが、しかし、

本県文化復興のため篤志蔵書家の寄

大半が焼失し、書庫へ入ること□出来ませんでした。これも天災で吉岡館長談 子供を失つたより残念です。私が駆付けた時は庁舎の

「天和四年村書上図写」に綴られている青森市内関係絵図

2. 2.	, a — a 5] , -1, x 5 , 1	TO STANISH TIME
絵図名	日 付	備考
茂屋村書上図	天和4年3月12日	家数40軒 18軒雲谷牧新田 14軒大畑ヶ沢牧新田 8軒タモ木野牧新田
牛館村	貞享元年3月18日	庄屋小左衛門
上四ッ石村 枝村下四ッ石村	貞享元年4月3日	家数28軒 13軒本村屋敷 18軒枝村屋敷 庄屋左助 同四郎兵衛
合子沢村		家数30軒 18軒本村屋敷 庄屋惣重郎 12軒枝村屋敷 庄屋彦左衛門
横内村 枝村松野大漆新田	貞享元年4月16日	家数50軒 本村屋敷36軒 枝村屋敷14軒 庄屋七左衛門・八十郎
野崎村 枝村野尻新田	貞享元年3月25日	家数63軒 12軒本村屋敷 51軒枝村屋敷 本村庄屋彦右衛門 枝村庄屋惣左衛門
石江村		庄屋仁右衛門

図を作っているように、(5)

二)に藩庁から借用し写 天保三年(一八三

本図の写しとして残され

は、

の岩館村 (現平川市) には、たとえば、 る「書上絵図」は、

尾崎組

たがって、現在確認でき はいえるようである。

と い う。 ^⑨

られている。 ・ 絵図」 管分のものであると考え そして、現在各自治体史 図と、その写しである。 庄屋に保管されていた控 う一つには、藩政時代に ているばあいがある。 で紹介されている は、 後者の庄屋保

「類焼」した書庫の所在が図書館内なのか県庁内なのかという いずれにしても、ここに見える「天和 六万冊の書籍とともに焼 失してしまったことだけ 横内村・野崎村・茂屋(雲谷)村・上四ッ石村・合子沢村の五か村分のようち、のでき、ちゃっとり、よっいし、こうしざりによると(以下、「リスト」とする)、旧八木橋文庫蔵絵図模写の中に、 模写図があるとされている。そして、この旧八木橋文庫蔵絵図模写は、 時青森県立郷土館に保管されていたが、 さて、 青森市内に関する「書上絵図」は、 「リスト」とする)、 現在は所在不明となっている 長谷川氏の作成したリスト

画帳

が、「書上絵図」を指すものと思われ、

ところまでは分からない。

ただ、

は青森空襲、

もう一つはこの時の火災で焼失してしまったようである。

図写」にほぼ一致するのではないかと推測される(®) 違いが見られるものの、「リスト」のNo.41「長峰村絵図模写」 市にかかわる、 らを「リスト」と比較してみると、野崎村などで若干家数の数値などに 屋」となっている。さらに、この袋の上書には、青森市外の村々では によれば、十七点の絵図が一綴りとなっているもので、筆者は「各村庄 で資史料調査をした際、「天和四年村書上図写」という資料から、 「長峰村・切明村・唐竹村・広舟村・小国村・新館村・高樋村・垂柳村 「天和四年村書上図写」というのは、これらが収められている袋の上書 茂屋 二〇〇一年(平成十三)八月に青森市史編さん室が、青森県立郷土館 苦木村・上湯口村・碇関村」などの絵図も綴られているとある。 「合子沢村絵図模写」の少なくとも十四点は、この 野崎村・石江村の七か村分の絵図の写真を撮影した (表1)。この (雲谷) 村絵図模写」までと、 茂屋 (雲谷) 村・牛館村・上四ッ石村・合子沢村・ No. 64 「上四ッ石村絵図模写」・ 「天和四年村書上 から No.

揭 載され た 「書上 絵 図 を 可 能 な限 別り拾 ってみることにしよう。

郷土 誌 「町村誌」 のなかの 書上絵図

なしを進めてい 書上絵図 3 は 青 を一 森 くことにする。 市 覧にしたもの 域 0 郷 土誌 で あ 町 る。 村 誌 以 下 な などに この 取 表に基づきなが ŋ 上 げ b れ 7 b V

且

てい

の絵図 、るとい

が う。

应

月

九

日

段 描

する) [年に作成され 書上絵図」 前 一筒 の 井村と称 ず、 にすでに筒井村 井 紂 発刊 貞享元年 郷土誌』 年が のスケッチが掲載されてい したり た 最も古いも い L に 六八四 は宝暦 0 わ 名前がみえている。 ゆ 幸 畑村 る 年度以後なりとす」 0 「貞享の · 上浦町: に着手された貞享検地に で は、 検地 大正 る。 村 帳 仲崎 浜は 年 田だ 以 とあ 村は 村 下 九 筒井 る。 仲な 基づ 検 崎à 兀 地 L 村 村 の古名 帳 カコ に \mathcal{O} 四 て、 発刊 上 か 貞 そ 略 村 さ

備

考

借覧したの どに保管され こうした た。 同 が 畑 あ 年 「貞享 る。 とともに、 さらに、 村 御 0 蔵 元 かどう 書上 また、 給 年 書上 7 地 新 これら 帳 V 畑 田 かすら たも 上 絵 たとえば、 屋敷其外諸 屋 は現 図 浦 敷 町 0 0) 書上帳」 死在その 村に 分からな な に 村 \mathcal{O} よると、 Þ か、 . も 上 0) 幸 品 所 沿革につ 書上 畑村では などの 浦町 在は ŧ 枝村として幸畑 帳 確認されて 村 は県庁で保管され いて 書上 小三 天 「貞享元 橋は Ò 和 帳 村 記 四 おら 述 年 年 が 勝 地 0) 御 ず、 地 田 村 あ 子 典 げ 子 蔵 新 (拠とし 給 てい 当 6 新 を 田 田 地 技村と と深持 時 n たも 屋 書 村 7 役 V 敷 Ŀ る \mathcal{O} 場 書 帳 漆 Ŀ 新

> る柴橋村は、 村 改 ま 称 곳 た、 このうち、 ij カコ ・ 二章 昭 村 その \mathcal{O} 和 カ 八 後享保十 は、 0 書 年 て野木 「貞享 荒川 絵 元 九 凶 村と 年 村 年 兀 0 称 月 金ね 対方の 浜村 九日柴橋村書上 しており、 に 七二六) 発 汎所さ 書上げ部分が 大別内に れ の郷村改のときに 貞享検地 た小 村 図 友叔 滝き 掲 に際 として掲載され 載され 雄編 沢き 村 して柴橋村 再び 柴福 7 荒 V 川。 野 る 村 村 木 7 沿 表 上が 革

本村荒川村50軒 枝村八ツ役村28軒 荒川・八ツ役書上図 貞享元年4月5日 庄屋四五左衛門·庄屋忠右衛門 金沢書上図 貞享元年5月15日 家数20軒 庄屋藤左衛門 大別内本村12軒 松新田6軒 貞享元年4月5日 大別内書上図 庄屋次郎左衛門・新田庄屋三五郎 上下に分れ 天和4年3月15日 滝ノ沢書上図 家数13軒 庄屋助右衛門 本村14軒 枝村中村新田3軒 庄屋小三郎 • 枝村庄屋弥左衛門 柴橋書上図 貞享元年4月9日 享保13年野木村と改む 本村10軒 茂谷牧新田の者2軒 上野村書上図 貞享元年3月17日 庄屋長兵衛 い れ と改称し たがって、

載され では、 郷 上 ば、 ま 上 年 によるもの ||荒川 ことから、 一絵図」 一絵図」 るはずである。 た貞享 \mathcal{O} 村改以後に写され れていたものと仮定 野 ||荒川 木村と改 書上げには まだ 村沿革史」 そのも · 元 年 は V 村沿革 こうした記 野 る柴橋村の では 享 む 木村と称 保十一 のに書 なく、 「享保十三 史 編 ともある さらに、 たも 者 き込 述 して す \mathcal{O} 書 書 掲 手 \mathcal{O}

日 付

絵図名

表3 「郷土誌」「町村誌」にみえる「書上絵図」

組名	村 名	日 付	備考	典 拠	刊行年
		貞享元年4月20日		筒井村郷土誌	1914
	上浦町村	貞享元年4月20日		筒井町誌	1965
	工研門工	貞享元年4月20日	『筒井町誌』の図版のトレース図ヵ	筒井町・青森市合併三十周年記 念誌 語りつぐわが町	1985
		天和4年3月10日		筒井村郷土誌	1914
	浜田村	記載なし		筒井町誌	1965
浦町組		記載なし	『筒井町誌』の図版のトレース図ヵ	筒井町・青森市合併三十周年記 念誌 語りつぐわが町	1985
	雲谷村	元和4年3月12日	元和は天和の誤記ヵ	横内村誌	1955
	去合作	元和4年3月12日	部分ヵ	高田町誌	1966
	合子沢村	記載なし		横内村誌	1955
	牛館村	貞享元年3月18日		横内村誌	1955
	新町野村	天和4年3月11日		横内村誌	1955
油川組	(孫内村)	記載なし	天和のころとの注記	滝内町誌	1966
	横内村	貞享元年4月16日		横内村誌	1955
	野崎村	貞享元年3月25日		横内村誌	1955
	四ッ石村	貞享元年4月2日		横内村誌	1955
	松森村	貞享元年4月5日		青森市東部町誌	1965
	柏木新田村	貞享元年4月25日		青森市東部町誌	1965
	上浜館村	天和4年3月14日		浜館町誌	1965
		天和4年3月14日	『浜館町誌』から転載ヵ	はまだて物語	1985
	下浜館村	記載なし		青森市東部町誌	1965
	中浜館村	記載なし		青森市東部町誌	1965
	仲崎村	貞享元年4月25日	筒井村の古名	筒井村郷土誌	1914
		貞享元年4月25日		筒井町誌	1965
		貞享元年4月25日	『筒井町誌』の図版のトレース図ヵ	筒井町・青森市合併三十周年記 念誌 語りつぐわが町	1985
	幸畑村	貞享元年3月18日		筒井村郷土誌	1914
横内組		貞享元年3月18日		筒井町誌	1965
供的批	十分四十1	貞享元年3月18日	『筒井町誌』の図版のトレース図ヵ	筒井町・青森市合併三十周年記 念誌 語りつぐわが町	1985
	諏訪沢村	貞享元年3月15日		原別町誌	1964
	可以可以7个Y	貞享元年3月15日	原図彩色·模写	原別百年のあゆみ	1990
		貞享元年3月18日		浜館町誌	1965
	田屋敷村	貞享元年3月18日	『浜館町誌』から転載カ	はまだて物語	1985
	沢山村	貞享元年4月1日		浜館町誌	1965
		貞享元年4月1日	『浜館町誌』から転載ヵ	はまだて物語	1985
		貞享元年4月15日		浜館町誌	1965
	蔵沢村	貞享元年4月15日	『浜館町誌』から転載カ	はまだて物語	1985
	El-Mari	貞享元年3月20日		浜館町誌	1965
	駒籠村	貞享元年3月20日	『浜館町誌』から転載ヵ	はまだて物語	1985
	-,,,,	貞享元年3月17日		浜館町誌	1965
i	戸山村	貞享元年3月17日	『浜館町誌』から転載ヵ	はまだて物語	1985
	原別村	貞享元年3月ヵ	個人所蔵資料	原別百年のあゆみ	1990

かし、 絵図の手がかりは、 ている四か村、 そのほ かの五か村、さらには前述の『筒井村郷土誌』に掲載され 計九か村の 残念ながらまったくもって不明である 「書上絵図」 については、 その原図となっ

できる。 チの 誌に 図」「書上帳」さらには、 で存在していたことがうかがわれる。そして、これらの 九六五)ころまでは、二〇か村程度の「書上絵図」の写しが何らか ているのかは把握できてはいない。ただ、少なくとも、 あいもあるようである。そして、これらの絵図の原図も、 ケッチしたとは思われるが、「書上絵図」全体ではなく部分図であるば して「郷土考古学研究同志会」が発行した、 『高田町誌』に掲載されている雲谷村の絵図のように「書上絵図」 「書上絵図」と確定するにはいささか疑問があるもの さらに、 なかには、 では、 「書上絵図」のスケッチが多数掲載されている。これらのスケッ 昭和三〇年代から四〇年代初めにかけて、 それぞれの町村の沿革を記述するのに際して、「書上絵 『滝内町誌』 「検地帳」を基礎資料としていたということが に掲載されている孫内村の絵図のように 青森市内旧町村の 鈴木政四郎氏 昭和四〇年 (表3)、また、 「郷土誌」「町 現在どうなっ 「町村 7の形 をス が著

後述するように、 たという可能性はあるが けられている「書上絵図」 蔵にかかるもので、 記念誌編 こうした「町村誌」に掲載された絵図のほかに、 『原別百年のあゆみ』に掲載されている絵図は、 原別村では明治三〇年(一八九七)に、 書写年代は少なくとも明治以降であると思われる。 を書写しているので、このときの絵図を写し 詳細については分からない。 原別村村制施行百年 県庁に備え付 個 人の方 \mathcal{O}

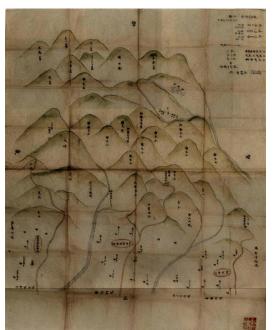


図 1 雲谷村「書上絵図」 (雲谷財産区史編纂委員会『おやすの里』より転載)

「書上絵図」 の作成は、 天和四年正月1 すなわち、二月ー三月にかけて作成 四四 日に絵図の 作 成が 藩

庁から指示されてから二か月以内、 されることが多いといわれる。 ^(E) 「村々「書上絵図」に関していえば、二月に作成されたものはないよう また、 三月-四月にかけて作成されている。 しかし、 表1-表3に見られる青森市内

九月に渋谷代太郎という人物によって謄写されたものであることが判明 載されている雲谷の絵図の部分図は、 立五〇周年を記念して編まれた『おやすの里』に、 辺 さて、 の写真が掲載されている のスケッチであると考えられる。 表3にはあえて載せなかったが $\widehat{\mathbb{Z}}$ この絵図の右下 さきに述べた そして、この絵図は明治三〇年 (表4参照)、 雲谷村の 『高田町誌』に掲 -部分 雲谷財 小≉ 産区 書上: 畑沢 \mathcal{O} 創

こう。これら明治三○年に謄写された「書上絵図」についてみていくことにしこの雲谷の絵図とおなじく明治三○年に謄写されたものが多い。つぎに、する(図1右上方)。じつは、青森市内で確認できた「書上絵図」は、

二 明治三〇年に謄写された「書上絵図」

謄写した人物の名前も判明する。このうち、原別村については、 「書上帳共」という書き入れがあり(後掲図3左上部)、やはり「書上もこのとき同時に書写されたと考えることができよう。また、これらな県庁に「備付」られるが、「旧記共」という書き入れがあり(後掲図3左上部)、やはり「書上も、「旧記共」という書き入れがあり(後掲図3左上部)、やはり「書上も、「旧記共」という書き入れがあり(後掲図3左上部)、やはり「書上も、「旧記共」という書き入れがあり(後掲図3左上部)、やはり「書上も、「旧記共」という書き入れがあり(後掲図3左上部)、やはり「書上も、「旧記共」という書き入れがあり(後掲図3左上部)、やはり「書上帳」などが同時に書写されたと考えることができよう。また、これらを帳」などが同時に書写されたと考えることができよう。また、これらを様写した人物の名前も判明する。このうち、原別村については、

書上帳共

県庁御備付

ニヨリ

謄写 渋谷代太郎 (印

代太郎という人物が謄写を行っている。さらに、高田村・野沢村のとあるように、さきに紹介した雲谷村の「書上絵図」とおなじく、

のうち、高田村の「書上絵図」には、上絵図」については、成田浅之助という人物がこれを謄写している。

青森県庁備付

図

明治三十年十一月下旬、於東津軽郡役所謄写ス、

委員 原子彦太郎

大野村長

神三蔵

印

筆工者 成田浅之助(印香川) 原子彦太郎

を行った主体であるということがうかがわれる。また、明治三〇年当時長・委員と称される人物が連署していることから、大野村が絵図の謄写軽郡役所(以下、「郡役所」と略記する)で謄写している。しかも、村とあるように、成田はやはり県庁に保管されている「書上絵図」を東津



図2 原別村「書上絵図」(部分)青森市個人蔵

大野村長神三

村とおなじく

いても、

高田

字となってい

は高田村の大

た野沢村につ

 図2
 原別村「書 蔵らの署名が あることから、 これも大野村

表 4 明治30年に謄写の可能性がある資史料

①書上絵図

組	村名	資 料 名	謄写日	謄写者	所 蔵	郡役 所印	備考
	雲谷村	天和絵図	明治30年9月	渋谷代太郎	青森市個人蔵	0	「雲谷財産区史 おやすの里」 (青森市雲谷財産区 2005年) に写真掲載
浦町組	高田村	(青森県庁備付貞享元年四月高 田村庄屋佐治兵衛外二名ヨリ弘 前藩庁江提出之地図)		成田浅之助	青森市個人蔵	×	鉛筆書 「明治三十年十一月下旬写す」 「大野村長 神三蔵」ともあり
	野沢村	(青森県庁備付貞享元年三月野 沢村庄屋左右右衛門四郎外三名 ヨリ弘前藩庁江提出之地図)		成田浅之助	青森市個人蔵	×	「於東津軽郡役所謄写」「大野村長 神三蔵」などと有
横内組	原別村	(原別村周辺絵図)	明治30年10月	渋谷代太郎	青森市個人蔵	×	「県庁御備付ニヨリ謄写 書上 帳共」とあり
	笊石村	天和絵図	明治30年11月	渋谷代太郎	久栗坂町会	0	裏に「県庁御備付ニ付キ旧記 共」とあり

②書上帳

		T		1		71.D Z D	_
組	村名	資 料 名	謄写日	謄写者	所 蔵	郡役 所印	備考
油川組	油川村	貞享元年 外浜下礒代官所油川 村御蔵給地田畑屋敷其外諸品書 上帳			青森市個人蔵	0	
	新田村	貞享元年 外浜下礒代官所新井 田村御蔵給地旗屋敷諸品書上帳			青森市個人蔵	0	
		貞享元年 外浜下礒代官所新田 村御蔵給地田数書上帳			青森市個人蔵	0	
横内組	浅虫村	貞享元年 外浜下礒代官所浅虫 村御蔵給地田数書上帳	明治30年10月	渋谷代太郎	青森市教育委員会	0	
		貞享元年 外浜下礒代官所浅虫 御伝馬新田畑屋敷書上帳	明治30年10月	渋谷代太郎	青森市教育委員会	0	
		貞享元年 外浜下磯代官所浅虫 御伝馬新田田畑屋敷書上帳			青森市教育委員会	0	
		貞享元年 外浜下礒代官所浅虫 漁師新田畑屋敷書上帳			青森市教育委員会	0	4冊合綴
		貞享元年 外浜下礒代官所浅虫 村御蔵給地田数書上帳			青森市教育委員会	0	4 III a MX
		貞享元年 浅虫村御蔵給地畑屋 敷其外諸品書上帳			青森市教育委員会	0	

③検地帳

組	村名	資 料 名	謄写日	謄写者	所 蔵	郡役 所印	備考
油川組		貞享四年 田舎庄油川組村々見 取場田畑地荒地漆木改帳			青森市個人蔵	0	付箋あり(文字が小さく読めず)
	油川村	貞享四年 陸奥国津軽郡田舎庄 油川村御検地弐冊寄帳			青森市個人蔵	0	表紙に「御検地水帳弐冊之内 未壱冊不見ニ付此寄セ帳アル ニ付写シ置ク」との付箋
	十三森村	貞享四年 陸奥国津軽郡田舎庄 十三森村御検地水帳			青森市個人蔵	0	表紙に「絵図及諸品書上帳ナ シ」との付箋
	羽白村	貞享四年 陸奥国津軽郡田舎庄 羽白村御検地水帳			青森市個人蔵	0	表紙に「絵図及諸品書上帳ナ シ」との付箋
	新田村	貞享四年 陸奥国津軽郡田舎庄 新田村検地水帳			青森市個人蔵	0	
横内組	浅虫村	貞享四年 陸奥国津軽郡田舎庄 浅虫村御検地水帳	明治30年11月	渋谷代太郎	青森市教育委員会	0	

④その他

組	村名	資 料 名	謄写日	謄写者	所 蔵	郡役 所印	備考
	浅虫村	旧弘前藩浦町・横内・油川・後 潟四ヶ組秣場炭焼元帳	明治30年12月			×	東津軽郡役所
横内組		旧弘前藩 御領内諸山之內外浜 通沢名元帳	明治30年11月ころ			×	前書ノ通取調之上及御届二候 也、東津軽郡野内村大字浅虫 区長木村久太郎
		(東郡所々蔵山沢図)	明治30年11月26日	成田浅之助	青森市個人蔵	×	もう1枚、本図の下書きと思 われる図あり

⁽註) 青森市史編さん室が所蔵する行政文書に綴られている近世文書については本表には含めていない。

いては、 ずれも謄写された時期もおなじく明治三〇年十一月であることから、 写されたのではないだろうか。 も写していることから考えると、 いずれも山沢の調査にかかわるもの、とくに、 おなじ目的のために写されたものであると考えられるのではないだろう 領迄并村々仕立山) に保管されていた「青森県東津軽郡所々蔵山沢図」(従荒川村領浅虫村 の写しを作っていることである(ちなみに、大野村の「書上絵図」 嘱を受けた人物であろうことが推測される(渋谷については後述する)。 さきの渋谷代太郎も成田とおなじく雲谷村・原別村もしくは郡役所の委 しくは郡役所から委嘱された人物ではないかと推測される。 のとみてよいであろう。 く明治三〇年十一月に郡役所において、やはり成田の手によって郡役所 ここで注目すべきは、大野村がわざわざ近隣の高田村・野沢村の絵図 したがって、これら明治三〇年に写された一連の「書上絵図」は、 野沢二か村の「書上絵図」と「青森県東津軽郡所々蔵山沢図」とは 残念ながら確認できなかった)。さらに、大野村では、 を謄写している(表4-④)。これらの絵図は、 つまり、 成田は絵図の謄写者として、 山沢の境界とかかわるような目的で謄 近隣村の「書上絵図」を したがって 大野村も おなじ につ

なり、 に出入りし、 村村長白鳥鴻章・高田村村長奥崎義郎の連名で申請書を提出している。(宮) このときの申請書によれば、 このほか、 郡役所で調査にあたったようである 明治三〇年十一月二五日付で、 荒川村では、高田村とともに山林の下戻申請をすることに 種々の書類を展閲するの便ありたり」という立場を利用 白鳥は当時郡参事会の一員で 農商務大臣山田信道に対して荒川 「常に郡 衙等

関係書類綴」

から、

関係文書をみてみることにしよう

(以下、

とくに

受けていたものであると考えられる。 査していたようである。 下戻に関わって、各村ではその証拠資料として、藩政時代の資史料を調 に県庁に保管されていた絵図であり、 白鳥が、 で野沢村の「書上絵図」を発見して白鳥自ら筆写するなどしたという 見つけ出し、 (なお、 そして、 絵図面に関しては、その後 郡役所倉庫で発見したという「書上絵図」は、さきにみたよう 白鳥は高田村大字小畑沢の近郷薪取山 そのほかにも、 明治三〇年十一月二五日に、 「特別の筆者を雇入れ」たという)。 このように、このころには山林の 後述するように当時郡役所で借り (明和年間) 郡役所の倉庫 ・史料を

町村行政文書」 なる民林を回復するの重なる取調」であるとも伝えることは、 われたようである。そして、このときの調査は「貞享年中の村受公有地 対して山林調査の指示をした(後掲「東第五九七七号」)。もちろん、 れる前年、 五郡全域に及ぶものであり、 と報じられているように、 て注目すべき点である。ここでは、 ときの山林調査は、 さて、このように青森市域に属する村々で「書上絵図」 年中の村受公有地なる民林を回復するの重なる取調へなりとも云ふ 委員長担任して身自から其の取調に従事し居れる由、 ◎山林原野調 明治二九年(一八九六)十一月三〇日付で、 のうち、 来る二十日まてに各郡とも欠了の見込を定め、 明治三〇年十一月七日付の『東奥日報』 青森市内西部地域の奥内村の ひとり東津軽郡に限ったことではなく、 明治三〇年十一月二〇日ころまで調査が行 青森市史編さん室が所蔵する「旧 郡役所は各村に 明治三十年事業 の写しが作 該調査は貞享 紙に、 小稿にお 各郡

0

らない限り、 奥内村に関する史料はいずれもこの綴によるものである)。

東第五九七七号

成度、 其筋ヨリ照会越候条、左記各項ニ基キ詳細調査ヲ遂ケ何分ノ回報相 受公有地ナルヤ明確ニ区別シタルモノ無之、此上調査進行差支候趣 権ヲ与ヘタル等ノ慣行アルノ事実ハ、 所在森林保護ノ責ニ任シ之カ報酬トシテ未木・根柴・下草等ノ分収 地ニ回復之義山麓各村長連署出願之次第モ有之候ニ付、 地トシテ支配シタル個所モ有之候趣ヲ以テ改租当時ノ規定ニ遡リ民 記録ニ徴シ調査スルニ、村受地トシテ支配セシメ又ハ其村方ヲシテ 六年山林調査ノ際挙テ官林ト調定セラレタルモ、 津軽郡ニ於ケル一・二・三等官林ハ、 ニアラスト雖トモ、果シテ何レノ地盤ハ本山ニシテ何レノ個所ハ村 此段及通牒候也 沿革上稍々確ムへキ例証ナキ 従来御本山 其幾部ハ村受公有 ノ概称ヲ以テ明治 旧弘前藩

明治二十九年十一月三十日

東津軽郡役所 印

奥内村長殿

調査要領

亨検地帳及天和書上絵図・村控旧記等ニ照シ、之ニ該当スヘキ現 地域・四至ノ境界・反別・番号及居住地ヨリ距離等ヲ調査付記 素地ハ野山ナルモ森林ニ変化セシ等ノ事実・沿革ヲ挙ケ、 地区域ヲ画シ、 村受公有地ト認ムヘキ地盤区画図及字・番号・ 而シテ抱山・見継山等ニ転換セシモノ、 反別調、 若クハ其 現在、 是ハ 貞

同上地域内ニ於ケル木種・員数・目通リ尺回・束数調

是ハ一筆、 若クハ一区画ニ自生木ノ保護・培養又ハ栽植等ノ

大要ヲ摘記スヘシ、

前二項ノ例ニ依リ調査シ、 純然タル御本山ニシテ未木・根柴・下草等分収 之二其事実ヲ例証スヘキ沿革及分収 ノ慣行アルモノ

調書ニハ各村長ノ記名・調印ヲ要ス

、歩合ヲ摘記スヘシ、

が出されていた。しかしながら、官民の区別を明確にすることが難しい 之候ニ付」とあるように、山麓の各村長の連名で民有地への回復の願い れた山林のなかに、村受地であったものが含まれていたという。そして. ことから、改めて調査することになったのである。 この村受地については「民地ニ回復之義山麓各村長連署出願之次第モ有 これによると、明治六年(一八七三)の山林調査の際に官林に指定さ

この山林調査に絡んで写されたのはほぼ確実であると考えられる(なお である。さきに述べたように、「書上絵図」の写しを作成するにあたっ る)。このほか、 後掲の史料から、 も渋谷代太郎が謄写した、 によるものと考えられる。具体的に表4-②③でみてみると、 地帳」や「書上絵図」などに照会して調べることが求められていること である。これによれば、村受地として認められるべき土地については 「貞亨検地帳及天和書上絵図・村控旧記等ニ照し」とあるように、「検(**) そして、ここで注目したいのは、 同時に「書上帳」などが写されているのも、基本的にはこの第一条 明治二二年(一八八九) 浅虫村の 浅虫村の「書上帳」二冊と「検地帳」一冊は 「書上絵図」 文書後半部の「調査要領」 は謄写されなかったことが分か の町村制施行により 油 川村に 少なくと の 第一条

写された蓋然性は高いと思われる。 なかに絵図を作成するための予算を計上しており、いずれもこのときに シ」とあることに加え、 十三森村・羽白村の 編入された 十 三森村・羽白村・新田村と油川村についても、たとえば、 「検地帳」 後述のように、 の表紙の付箋に「絵図及諸品書上帳ナ 油川村では明治三〇年度予算の

か の件について通達を出した。 ったのか、 ただし、 実際の調査の方はこれだけでは十分に進めることができな 翌明治三〇年三月に、 郡役所は各村に対して再度この調査

東第一〇〇五号

此段再応及通達候也 庁へ借受置候都合ニ付借受次第更ニ通知可及候ニ付謄写方可申出 別紙之通相定候条了知可有之、尤手続書中天和・貞亨之図書類ハ当 津軽五郡ニ於ケル山林調査之儀ニ付、 十日東第五九七七号ヲ以テ及通達置候処、 其事項ヲ相添廿九年十一月三 右其筋照会之上取調手続

明治三十年三月三日

東津軽郡役所

奥内村長殿

、貞亨ノ検地帳及天和書上絵図ニ依リ取調得ルモノハ、県庁備付(寒・以下原) 村受公有地ト認ムヘキ地盤区画図及番号・反別取調手続 対照シ取調ルモノトス、 天和ノ絵図并貞亨ノ検地帳ニ基キ、 個所ハ旧来ノ慣行ニ依リ取調ルモノトス 但本項絵図アルモ其地所ニ依リ符合セサ 明治九年改租山林原野々帳

天和ノ絵図・貞亨ノ検地帳ナキモノハ、 旧来ノ慣行ニ依リ其村

「旧来ノ慣行」による調査も認められることになった。また、

併せて明

モノトス、 落ノ村受トシテ、進達シタル事蹟アルモノハ其区域ヲ定メ取 心調ル

モノトス、 抱山・見継山等ニ転換セシモノ、若クハ其素地ハ野山ナル 二変化セシ等ノモノハ、可及丈其事実・沿革ヲ挙ケ、 四至ノ境界・反別・番号及居住地ヨリノ距離等ヲ調査附記 現在ノ地域 、モ森林 スル

前項々地域内木種・員数・目通尺回・束数調手続

ヲ調ルモノトス 数ヲ調ルモノトス、 百何十本、一尺回以下小柴トシテ(壱丈縄) 杉・松等種類ヲ分チ、雑木ハ総テ目通一尺回已上何尺回迄何 筆、若クハ一区画ニ自生木ノ保護・培養又ハ栽植等ハ檜 但保護・培養・栽植等ハ実地ニ就キ大要 何百何十束ノ概

及官民共栽培ニ係ル個所ハ、前項々ノ例ニ依リ調査シ、之レニ其 御本山ノ内ニシテ未木・根柴・下草等下与シタル慣行アル 個所

番号・反別取調手続」の第一条 達シタル事蹟アルモノハ其区域ヲ定メ取調ルモノトス、」とあるように、 らないものの、この通達の後半の「村受公有地ト認ムへキ地盤区画図及 行うことになっていることは、前年十一月の「東第五九七七号」と変わ 貞亨ノ検地帳ナキモノハ、 ·ル個所ハ旧来ノ慣行ニ依リ取調ルモノトス」と、第二条「天和ノ絵図 これによれば、「検地帳」及び「書上絵図」を基礎資料として調査を 事実ノ例証スヘキ沿革及其歩合ヲ記スヘシ、 旧来ノ慣行ニ依リ其村落ノ村受トシテ、進 「但本項絵図アルモ其地所ニ依リ符合セ

表 5 「山林二関スル従来ノ慣行縁故調査表」で書写された近世文書

年 代 史 料 名 考 備 寛政2年5月 御領内諸山之内外ヶ浜沢名元帳 前田村領船ヲロシ沢ほか 寛政2年5月 御領内諸山内外ヶ浜通沢名元帳 前田村領砂附道沢 天保十三寅年御済口 後潟組前田村領開発ニ付足水新溜池 元治元年8月 水門新規御渡方願調帳 慶応3年7月 後潟組前田村御本山沢預り書上帳 2部 御本山湯之沢 上平通ほか

関スル ものであり、 この に基づい 、従来慣行縁故調査表」という綴(35) 綴 は 表5に示したようにのべ て作成したものに、 藩政時代の前田 村領 山 Ó 五点 林 分 が

ことにもなってい こうしたことを受けて、 を作成しているが、 この綴はまさにここでの指示を受けて作成され 奥内村では、 「明治三十年度見継 Ш 闄

係

類

性が高い

治九年

(一八七六)

0 Ш

.林調査による

「野帳」

さらに、 など、 内真部総代人の文書などが綴られている。 ŧ 役場に備え付けの明治九年九月の帳簿 たものであるといえる。 孫三郎保存」 い帳簿が、 ·々諸木植付并見継山 0) \mathcal{O} と思われる) 藩政時代における山林関係の文書 Ш この綴には 沢の 明治九年の による 証明願を提出した、 を根拠として、 旧 「明和三年丙戌年より 留 「野帳」 そして、 牒 弘前藩事務係永沢 といった文書 に相当する それには 奥内村字 村村

郡

まで及ぶことにより、 写しなども綴られている。 ようである。 取った文書の範囲が広がることになっ つまり、 調査の対象が さらに、 奥内村が 結果として各村が 「旧来ノ慣行」 「旧来 慣

と対照させて調査を行う にかかわる部 近 世史料が書写されている。 分の抜粋であるが、 このうち、 このほ かは全文が書写されて <u>二</u>冊 0 「沢名元帳 は

る可 前

田 村

もあるように思われる。 書などを博捜することにより、 内村では資史料の謄写は、その費用負担を含めて大字を単位として行う であると考えられる。 ことになっていた。 大字浅虫区長」名によって謄写されている。 所 野 その意味では、 々蔵山沢図」 内村でも、 の謄写についても、 $\frac{\widehat{4}}{1}$ 落ち穂拾 「大字浅虫区長」 したがって、 ·

④にあるように、 いのような作業ではあるが、 現在では失われた文書をみつけだすこと さきにみた大野村の 名で謄写がなされたのはそのため この文脈で読み取ることができよ 浅虫村の なお、 沢 後述のように、 名元帳」 「青森県東津軽 これら行政文 などが

うに、 けることになっていることが分かる。 候都合二付借受次第更二通知可及候二付謄写方可申出、」 さらに、 書上帳」 県庁備付の文書を郡役所で写したのはこのためであった。 郡役所では、 Þ 「検地帳」 「尤手続書中天和 などについては、 さきの大野村などの例にもあるよ 貞享之図5 郡役所が県庁から借 書 類 ハ当 とあるよう 庁 借受

「書上絵図」 の 謄写と郡役所の証

Ξ

文書を出している。 さきの文書 書上絵図_ (東第一 写 Ľ 〇〇五号) の作成に とおなじく、 l, ては、 郡役 三日三日付でつぎのような 所が各村に対して通達した

東第一○○■六号

組丈当庁へ借入置候間、 三月三日東第一〇〇五号ヲ以及通達候天和・貞享ノ図書類 当庁於テ相応ノ者ニ謄写セシメ候而も不苦候ニ付 出願為致無候ハヽ他組ニ属スル村々謄写ノ差閊ニモ相成候儀ニ付 二支払方可取計、 右両様共山包回報可□之、此段申入候也 山包謄写方申出候得者出願可為致、 追而筆耕料本人 若 旧 山包 後潟

明治三十年三月三日

東津軽郡役所 印

奥内村長奥谷勝太郎殿

かる。 謄写作業は、 及び東第一〇〇六号)が契機となったと思われる。たとえば、 については町村が負担することになっていた。そして、「書上絵図」の 苦候ニ付」と、郡役所において相応の人物を斡旋しており、その筆耕料 から史料を借り受けて、各町村による謄写の希望を募っていることが分 これによると、 また、謄写に際しては 実質的にはこの三月三日付の二つの文書(東第一〇〇五号 藩政時代の 「当庁於テ相応ノ者ニ謄写セシメ候而も不 組 を一つの単位として、 郡役所が県庁 油川村で

の二通の文書の時期を考えあわせると、その可能性は高いものと思われ 籍入ノ函二個、 は、三月二八日の村議会で決議された、明治三○年度の村税歳出予算議 ことはできないものの、 ん、この 役場費のなかに備品費として「拾一円官報及其他書籍ヒ、 「絵図調製費」 三円絵図調製費」として予算が計上されている。 が 郡役所から各村に出された、これら三月三日付 「書上絵図」 の謄写費用であったと速断する もちろ 五円書

さて、 つぎに青森市内東部野内村の事例から、 謄写の実態についてみ

る

村では、 いた そして、 ように、「書上絵図」などの謄写に関しては各大字単位で行い、 付テハ各大字ヨリ出頭シテ、其費ノ如キモ各大字ノ負担トス、」とある(②) 政時代の野内村・久栗坂村・根井村・浅虫村の四か村から成っていた。 用も大字で負担することに議決している。 てみることにしよう。野内村は、明治二二年の町村制の施行により、 一絵図」 (根井村は明治九年ころに久栗坂村の一部となったという)。 のほか、 明治三〇年九月二二日の村会で、「天和及其以后ノ旧帳謄写ニ 明治三〇年当時は、 つぎの文書を謄写した。 野内・久栗坂・浅虫の三つが大字となって そして、野内村全体では「書 その費 野内 藩

旧記及絵図謄写二付明細調印

帳数 紙数

野 内 水 帳 弐 弐百五十四

弐 七十 同

書

上

六

百四十四

同 書 上 九十八

浅 根 虫 水 水 帳 弐 七十四 十八

井

帳

弐

書 上 +八十二

沢 書 上 四 四十

滝 同

内 図 計 四十冊 弐 十八 七百八十枚半紙

野

外栗坂図 二十六

弐 四十

滝

沢

図

計 六 八十四枚薄美濃紙

諸帳四十冊謄写

日数

古六枚図繕ヒ□□□トテ突合ス 絵図六枚同

金七円八拾銭

四 日

廿日

二月

計二十六日間

金三拾五銭 バン水引美濃紙実費 金壱円弐拾壱銭五厘

半紙実費

則四東十枚

壱束代三拾銭

九十六枚壱折ニ而拾七銭五厘弐ヶ折

計九円四拾三銭

金六銭五厘

水彩絵ノ具

右之通候也

明治三十年十一月十日

渋谷代太郎印

前書之金員正ニ受取候也

明治三十年十一月十六日

渋谷代太郎印

帳」「書上帳」「書上絵図」に相当するものと思われる。そして、 ここに見える「水帳」「書上」「図」というのは、それぞれ、「検地 概ね各

よう。また、「検地帳」「書上絵図」はそれぞれ二部ずつ謄写されている ことから、二組作成されたものと考えられる。 大字ともにこれら三つを一セットにして謄写しているということができ

構成されていることが分かる。そして、渋谷代太郎が謄写した「外浜下 ①にあげた「書上帳」の表紙に「四冊ノ内」とあることから、 方、「書上帳」については、たとえば浅虫村についていえば、 四冊で 表 4

ないかと考えられる。しかし、

なくてはならないとする理由は分からない。



笊石村「書上絵図」裏面

久栗坂町会蔵

礒代官所浅虫

二冊について 漁師新田畑屋 は、「右村控 品書上帳」の 給地畑屋敷諸 敷書上帳」と のうち「浅虫 と、この四冊 数書上帳」の 村御蔵給地田 た付箋による 表紙に貼られ 「浅虫村御蔵

図3 郡役所納ノ分 古帳アルニ付

謄写されたと考えれば十冊の理解はできるが、「書上帳」のみ三組作ら める分で、もう一つを村の控えだとすれば、 ある。「検地帳」「書上絵図」が二組作成されるのは、一つが郡役に所納 うち、二冊が「村控古帳」としてあるので、 実際は十冊謄写されており、 浅虫村のばあいは、 六冊謄写すれば済むのでは のミ謄写」と もう一組分 四冊の

笊石村の「書上絵図」の裏面には れも笊石村の枝村であったことによる。 井村は久栗坂とともに、 さらに、 根井村は、「検地帳」のみを謄写している。この理由は、 「天和書上」が作成された天和四年当時はい また、図3としてあげたように 根 ず

笑石村

家数弐拾四軒

拾九軒本村

ざる^石 庄屋 小右衛門 印

へ_{ミ塚} 圧 覚兵衛 囙

孫左衛門 印

四軒

五本やす屋 仁左衛門 印

とあり(図2)、笊石村には、根井・久栗坂のほかにも、へミ(蛇) 五本やすという枝村も存在していたことが分かる。したがって、久栗 塚

根井・久栗坂二か村の分が含まれているということになる。

坂の「書上」と「久栗坂図」は、いずれも笊石村のそれであり、ここに

生産基盤を持った村として整理しようとしたためであるという。(ミヌ) しがたいため、 **久栗坂村は「貞享の検地帳」には記載されているものの田畑がなく存立** の理由は、 笊石村が根井村に、根井村が久栗坂村となっている。そして、村名変更 (※) なお、久栗坂村は、元禄七年(一六九四)に村名が変更されており、 笊石村は新村であるために「検地帳」には記載されず、一方、 国絵図に村名が記載されている根井村の名前を利用して

表紙には「七冊之内」とあり、 笊石村の「書上帳」は現在五冊が確認されているが、これらの 本来七冊で構成されていることが分かる。

> 冊を二組謄写したということなのだろうか。 謄写されたのは十二冊であることから、当時すでに一冊欠けていて、

> > 六

しれない。 35 い。 二一) に野内村の「御利分山」となったといったことが関係があるのかも のとおなじ理由であると思われる。そして、滝沢山は、享保六年(一七 これは、さきにみた大野村が高田村・野沢村の「書上絵図」を謄写した さらに、 野内村では隣村滝沢村の「書上絵図」なども謄写している。

た文書 から謄写者として斡旋された人物であるものと思われる。 谷は、少なくとも藩政時代の四か村分の資史料の謄写にかかわっている を受け取った人物は、さきに雲谷村・原別村の「書上絵図」を謄写した ことが確認できる。おそらく、渋谷は、三月三日付で郡役所から出され 人物として示した渋谷代太郎その人であった。表4に示したように、 さて、これら野内村の「書上絵図」などを謄写し、その費用九円余り (東第一○○六号) のなかにみえる「相応ノ者」であり、 郡役所



油川村「書上帳」表紙 図 4 青森市個人蔵

び図1の右 和書上」に 図」及び「天 た「書上絵 谷が謄写し さて、 表4及 渋

の左上部に 下隅や図3

ているものが多い。これに関して、 みえるように、「青森県東津軽郡役所」という朱の角印で押印がなされ 野内村では

達第壱号

証 テ本郡長ノ証明ヲ得タルモ、 今般本県備付ノ旧記・図書共、 ノ為別紙騰写ノ上其大字へ配付候条、 其証書ハー紙ニシテ当役場へ備置、 当野内村各大字ニ係ル分騰写セシメ 保存方取計ハルベシ、

明治三十年十一月十三日

野内村長秋庭吉弥

浅虫区長木村久太郎殿

うに、 村で謄写した文書四○冊と「書上絵図」六枚については、つぎにみるよ 役場に備え付け、各大字にはその写しが配付されている。 とあるように、 それぞれに郡役所の印(「庁印」)が捺された。 謄写した資料に対して郡長からの証明を得てその証書は さらに、 野内

記 別紙野内村御検地水帳壱冊外四拾壱冊及絵図六枚ハ、本県備付之旧 ・図書ニシテ御庁ニ於テ借入候分より騰写シタル旨御証明被成下

度候也

明治三十年十一月十二日

秋庭吉弥 新庭吉弥

和田良稔印野内村収入役

東津軽郡長小嶌伝次郎殿

願之趣聞届ケ各図書ニ庁印ヲ捺ス、

明治三十年十一月十二日

印

村とおなじように、史料の写しを作成して郡役所の証印を請けたものと については、いつごろ誰が資料の謄写を行ったかは分からないが、 油川村でも「書上帳」などにこの「庁印」を請けている。 の証印であった。 ここで捺された「庁印」は、「本県備付之旧記・図書」を謄写したこと 野内村のほかにも、 表4及び図4から分かるように、 東津軽郡長小島伝次郎 油川村の各村

むすびにかえて

考えられる。

れた。 ては、 ていることを考えると、 断すると、 明する。 潟組の分については、三月初旬に郡役所に借り受けられていることが判 郡役所が県庁から藩政時代の「組」を単位として借り受けたもので行わ が行われ、 うである。 十一月二五日の段階ではまだ郡役所にあったようである。 青森市内で確認できた「書上絵図」 まったく手がかりがないものの、 青森市域が属する外浜四か組についていえば、奥内村を含む 後 そのほかの組については分からないものの、謄写の日付から判 現在に伝えられたものである。さきに述べたように、 とくに、浦町組については、 浦町組(九-十一月)、横内組(十-十一月)の順となりそ 後潟組のつぎに借り受けられたものと考えるの は、 白鳥鴻章が目にしているように 山林調査が十一月末には終了し 以上のような経過を経て謄写 油川組につい 謄写は

が妥当かと思われる。そして、おそらくは東津軽郡以外の四郡において おなじような手順で調査が行われたのではないかと考える。

てしまった文書を発掘できる可能性を示唆するものである。 た。このことは、「書上絵図」「書上帳」にとどまらず、現在では失われ の結果として、 「旧来ノ慣行」によっても山林調査を行うことができるようになり、そ 加えて、 明治三〇年三月には、「書上帳」「書上絵図」などのほかに、 藩政時代の山林関係の文書も広く書写されることになっ

閲覧に供されるようになることを期待したい。 などが現在どうなっているのかは分からないが、 資史料であったことがうかがわれる。こうした「書上絵図」「書上帳」 点セットで、近世前期の各村落の歴史叙述には欠くことのできない基本 で紹介されてきた。そして、「書上絵図」は のかたちで「書上絵図」が存在し、それが「町村誌」「郷土誌」 また、青森市域においては、昭和四〇年代初めころまでには、 「書上帳」「検地帳」との三 今後発掘され、 ・一般の のなか 何らか

註

(1)『青森県史』資料編近世2 笊石両村の「書上帳」には各村の由緒が書かれていることが特徴である これら二か村の 油川村と笊石村の二か村分については、『新青森市史』資料編5近世 青森市内では、 ・笊石村の二か村の計四か村の「書上帳」が確認されている。このうち の例として大光寺組本町村のものを掲載している (二四九号文書)。 油川組では油川村・新田村の二か村、 「書上帳」と本町村のそれを比較してみたとき、 二〇〇六年、二〇一二五号文書)に掲載されている。 (青森県、二〇〇二年)では、この 横内組では浅虫村

> 詳細な分析がなされている。 浅虫の生産環境と居住空間」 なお、浅虫村の「書上帳」については、浪川健治・魚川江美子「近世 (『市史研究あおもり』6、 二〇〇三年)で

- (2) 前掲『青森県史』資料編近世2、二四八号文書
- (3)長谷川成一「津軽氏城跡の発達過程を探る基本資料の基礎的考察— 者長谷川成一、二〇〇六年)。 城跡の発展過程に関する文献資史料と遺物資料による研究』 年度科学研究費補助金 「弘前并近郷之御絵図」と「天和書上絵図」―」(平成15年度~平成17 基礎研究 Ĉ 2 研究成果報告書 研究代表

(4)青森県立図書館蔵マイクロフィルム。

- (5)(3)におなじ。
- (6)(3) におなじ。
- (7)小稿における「青森市」という概念は、二〇〇五年(平成十七) 岡町と青森市とが合併する以前の青森市を意味している に浪

正にかけて県庁文書の中から写したものと思われる(原資料からの写し 四日町村・九日町村の二か村の「書上絵図」については、「明治から大 からかは不明)」という説明が付されている。 む)を紹介している。このうち、 なお、浪岡町の「書上絵図」については、『浪岡町史』第二巻及び別 (浪岡町、二○○二一 二○○四)でのべ一○点(目録掲載分も含 別巻Ⅰでカラー写真で掲載されている

- (8) (3) におなじ。
- (9) (3) におなじ。
- (10)「リスト」の№48「石郷村絵図模写」は、 あるのではないかと考えている。 「石江村」の誤記の可能性が
- 11 校オープンスクール運営委員会・筒井小学校父母と先生の会研修委員会 本書は、平成六年(一九九四) に複製版を発行しているが (筒井小学

(12) 青森市内の「検地帳」は、最近発見された油川組三内村の分を含めて発行)、複製版の方では幸畑村の「書上絵図」を欠いているようである。

なお、この九四か村個々の検地帳については、前掲『新青森市史』資

九四か村分が知られている。

料編5近世(3)にデータ化して掲載している

- の再編版を用いた。 して再編されており(二冊の『荒川村誌』を一冊に合本)、小稿ではこ(13)本書は、昭和三一年(一九五六)に、前年の青森市との合併を機会と
- 筆担当)。 (4) 前掲『新青森市史』資料編5近世(3)、第一章解説(浪川健治氏執
- (15) (3) におなじ。
- (16) 青森市雲谷財産区発行、二〇〇五年。
- (17) なお、本図は『青森市史』第五巻産業編(下)(青森市、一九五六
- (18) 高田財産区史編纂委員会『高田財産区史「おらだぢの山」』(青森市高年) に複製が附録として収められている。

「白鳥鴻章と山林解放運動に関する資料について」(『市史研究あおもなお、白鳥の山林運動解放運動に関する史料については、末永洋一田財産区、一九八七)。

(19) 同右。

り 2、

青森市、

一九九九年)に詳しい。

いるものを用いた。 産区史「おらだぢの山」』の資料編(六三丁 六五ページ)に収められて村山林勝訴録』に収められているようであるが、小稿では前掲『高田財申請書は、右の末永稿で紹介されている『青森県東津軽郡荒川村高田

- (20) 同右
- (21) (4) におなじ。

報』紙は、

●村長会議 北津軽郡にては対馬前郡長就任の際村長を招集して会 を開かんとしたるに、対馬氏は俄然非職となり後任郡長の赴任な きより止むを得す、一旦は該集会を取消すことゝなりしが、各村に だける官地山林原野等の取調期限は刻下に迫まり、各村長等に於て とが取調上の集会は最も必要なるを以て各村長より集会の開催を郡 とが取調上の集会は最も必要なるを以て各村長より集会の開催を郡 とが取調上の集会は最も必要なるを以て各村長より集会の開催を郡 でだ了を告けたるに、黒田新任郡長は依然非職となり後任郡長の赴任な る件にして、黒田郡長会長となり種々会議を凝らし、翌十七日を以 る件にして、黒田郡長会長となり種々会議を凝らし、翌十七日を以 る件にして、黒田郡長会長となり種々会議を凝らし、翌十七日を以 とは、対馬氏は俄然非職となり後任郡長の赴任な またり止むを得す、一旦は該集会を取消すことゝなり後任郡長の赴任な はなり、各村長等に於て とが取調となり後任郡長の財任を招集して会

お割りででは、お出集して「官地山林及原野等の取調に関する件」で会議を開催していを招集して「官地山林及原野等の取調に関する件」で会議を開催している。と報じるように、新任の郡長のもと、十一月十六・十七日に郡内の村長

- 「山林原野等実地丈量番繰野帳」という名称のものであり、現在奥内村(24) この「野帳」は、青森市史編さん室蔵「旧町村行政文書」によれば、

をご覧いただきたい

飛鳥村・内真部村・前田村の四か村分が保管されている。

$\widehat{25}$ 青森市史編さん室蔵

26 青森市史編さん室蔵

掲載されており、これを奥内村のそれと比較したとき、当然のことでは 史』史料編3上巻(五所川原市、一九九六年)二五二号文書にも史料が なお、この 統 一書式で作成されていることが分かる。 「旧来ノ慣行」による調査報告に関しては、『五所川原市

27 の文書の写し(いずれも部分)など、 の写し、さらには、 飛鳥村の庄屋との間で取り交わした「山一件和合談文之事」という文書 沼子沢の二沢の部分を写したもののほか、文政四年に瀬戸子村の庄屋と には、寛政二年五月の「御領内諸山之内外浜通沢名元帳」から靍喰沢 大字飛鳥の住民が、 奥内村長から青森県知事へ願い出るための証拠書類を綴ったものである。 飛鳥村・瀬戸子村二か村の入会地であったことの調査を郡長、さらには 鳥の住民が大字瀬戸子にある靏喰沢と沼子沢の二つの沢が、藩政時代の れる「瀬戸子山林入会関スル書類」という綴がある。この綴は、 て提出している。 たとえば、 奥内村の行政文書のなかに明治三一年に作成されたと思わ 年代の判明するものでは万延元年から明治六年まで 明治三〇年十二月十五日付で郡長へ提出した申立書 都合一四点の文書の写しを作成し

このほか山林調査以外にも、 村会開会之儀ニ付 見継山の共有権に関する争論でも、

二年九月ョリ内真部単独ノ見継山ト相成 私共村方則チ現今奥内村大字清水 継山にて候所、 東津軽郡奥内村大字内真部地内旧称中沢るま沢ヨリ衛門佐沢マテ見 ノ共有 見継」 別紙甲第壱号証・同第弐号証写之通り安永年中より 山ニ相違無之候処、 「及」同大字内真部、後潟村大字 ^(集書) 乙第壱号証写之如ク明治十 全ク其共有権ヲ侵害被致

> 権回復 願候也 数之段恐縮之至リニ奉存候得共、 共有見継山タルノ判定ヲ求ムル為メ訴訟提起スル議決ノ為メ、 スル事ニ議決相成候趣き左り堰ヨリ通牒相成候間、 清水所属奥内村長ヨリ、 得止次第二付、 度旨内真部惣代人ニ屡交渉致し候得共、 居リ候ニ付、 ノ訴訟提起致候事ニ相極メ候処、 左堰人民ト協議之上古来ノ通り三大字ノ共有山ト被致 更ニ左堰ト協議之上大字左り堰所属後潟村長并大字 大字内真部所属奥内村長ニ係リ見継山共有 至急村会儀開会被成下度 後潟村会ニ於テハ既ニ出訴 何分相整ヒ不申、 本村ニ於テモ右 権利上不

明治三十年七月廿 日

内村大字清水惣代人

松村忠次郎印

赤田長之

囙

八名略

奥内村長

奥谷勝太郎殿

林問題、 々諸木植付并見継山留牒」という文書である。このように、 れるのは、「旧弘前藩事務係永沢孫三郎保存」の「明和三丙戌年より年 政時代の文書をその証拠としている。また、ここで「甲第壱号証」とさ とあるように(青森市史編さん室蔵 とくにその権利関係が藩政時代のそれにさかのぼることにより 「明治三十年会議関係書類綴」)、 明治期の山

29 青森市史編さん室蔵 「明治三十年野内村村会議録」。

結果として藩政時代の文書が書写されることになった。

28

青森市史編さん室蔵

「明治丗年度村会議決書綴」。

- 30 青森市教育委員会蔵
- 31 前掲『新青森市史』資料編5近世 (3) 二二— 二五号文書

「国日記」と略す)元禄七年九月二七日条につぎのようにある。(32)弘前市立弘前図書館蔵津軽家文書「弘前藩庁日記 御国日記」(以下、

門・武田源左衛門方≒相尋候所、左之通覚書左記之、、外浜下礒久栗坂村名替候義詮義可仕旨被仰出之、佐藤源太左衛

突石村

根井村と改、但根井村ハ御絵図ニ有之、

相井村

寺隼人・間宮十太夫被相窺、右之通被仰付旨申出之、段、御新檢之節武田源左衛門・田口十兵衛得相改申上候処、大道段、御新檢之節武田源左衛門・田口十兵衛得相改申上候処、大道得共、田畑無之末々難相立、且又村名右之通改候得者村順も能候右笑石村新村ニ而御本帳ニ書出不申、久栗坂村ハ御本帳ニ書出候へ乗坂村と改、但久栗坂村ハ御本帳ニ有之、

- (33) (14) におなじ。
- (34) (31) におなじ。
- 「国日記」享保八年六月九日条。

35

- (36) 青森市教育委員会蔵。
- (37) 青森市教育委員会蔵。
- (38) 長谷川成一氏は、「今後の天和絵図研究においては、庄屋保管分の控題ではないだろうか。

(くどう・だいすけ 青森市史編さん室非常勤嘱託員)